

北谷町子ども・子育て支援事業計画

第 1 期計画の実施状況について

[マスター]

目 次

北谷町子ども・子育て支援事業計画 第一期計画の施策一覧	1
基本目標 1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	4
(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	4
① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方	4
② 保育の質の向上	4
③ 保幼小連携の推進	5
③-1 保育・教育機関の連携強化	5
③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な移行支援	6
③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携	8
(2) 保育士等の確保の推進	9
① 保育士等の確保	9
② 幼稚園教諭の確保	11
③ 放課後の居場所における人材確保	11
③-1 放課後児童指導員の確保	11
③-2 地域人材の確保	12
④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保	13
(3) 子どもの居場所づくり	13
① 放課後の居場所づくり	13
①-1 放課後子ども総合プランの一体的推進	13
①-2 放課後児童健全育成事業の推進	16
①-3 放課後子ども教室の推進	17
② 地域における居場所の確保、充実（児童館、地区公民館）	18
②-1 児童館の充実	18
②-2 多様な居場所づくり	19
(4) 子どもと子育て家庭のための保健対策の充実（次世代計画より）	20
① 切れ目ない、妊産婦・乳幼児への保健対策	20
①-1 母子（親子）健康手帳の交付及び妊娠届出時の相談の充実	20
①-2 妊婦健診の充実	21
①-3 新生児・産婦訪問事業の充実	22
①-4 未熟児訪問指導の実施	23
①-5 両親学級の充実	24
①-6 母子栄養食品の支給	25
①-7 母乳育児の推進	26
①-8 育児学級の充実	26
①-9 離乳食実習の実施	27

①-10 乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲あり）	29
①-11 母子保健推進員の活動支援	29
①-12 ハイリスク妊産婦に対する個別支援	31
②子どもの健康支援	32
②-1 予防接種率の向上	32
②-2 乳幼児健診および未受診対策の充実（未受診対策に関しては再掲あり）	32
②-3 乳幼児歯科相談の実施	35
②-4 2歳児歯科健診の実施	35
③食育の推進	36
③-1 栄養、食育に関する情報の提供充実	36
③-2 保育所における食育の推進	38
③-3 学校における食育の推進	43
③-4 食育についての連携の強化	44
④望ましい生活習慣の確立	44
⑤子どもの事故防止対策	45
⑥学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	46
⑥-1 幼い頃からの一貫した性に関する指導の推進	46
⑥-2 未成年に対する飲酒・喫煙防止教育および青少年に対する薬物乱用防止教育の推進	48
基本目標 2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり	49
(1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保	49
① 0歳児、1歳児の保育の拡充	49
② 保育所における5歳児保育の拡充	49
③ 認定こども園の整備	50
④ 公立幼稚園の複数年保育の実施	50
⑤ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実（預けやすい環境整備）	51
⑥ 認可外保育施設との連携・支援	52
(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	53
① 地域での子育てネットワークの構築	53
①-1 子育て支援のネットワーク化の推進	53
② 地域子育て支援センターの充実	54
②-1 子育て支援センターの充実（別項目に再掲あり）	54
③ 地域子ども・子育て支援事業の推進	56
④ 新規参入施設の巡回支援	57
(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の充実	57
① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実	57
② 妊娠期からの児童虐待防止対策の充実	60
②-1 妊娠期からの児童虐待防止の推進	60

②-2 乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲）	61
②-3 乳幼児健診未受診対策の強化（再掲）	62
②-4 養育支援訪問事業	63
②-5 要保護児童対策地域協議会の機能強化	63
③ひとり親家庭の支援の充実	66
③-1 ひとり親家庭の相談支援、実態把握	66
③-2 生活援助対策の推進	66
④障害を持つ児童等への適切な対応	68
④-1 障がいの早期発見、早期支援	68
④-2 障害を持つ児童等の保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実	69
④-3 障害に関する相談・情報提供及び障がい児へのサービス提供の充実	71
④-4 発達障害の支援の充実	74
(4) 相談、情報提供の充実	79
①相談機能の充実	79
①-1 子育て支援センターの充実（再掲）	79
①-2 関係機関等による各種相談の充実	82
①-3 利用者支援事業の実施	82
②情報提供の充実	83
②-1 子育て情報提供の充実	83
②-2 関係機関との連携による情報の提供	85
③経済的負担の軽減	85
③-1 児童手当の給付	85
③-2 就学、就園に対する減免	86
③-3 医療費の助成	86
③-4 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	87

北谷町子ども・子育て支援事業計画 第一期計画の施策一覧

施策	担当課
基本目標 1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	
(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	
① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方	学校教育課
② 保育の質の向上	子ども家庭課
③ 保幼小連携の推進	
③-1 保育・教育機関の連携強化	子ども家庭課・ 学校教育課
③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な移行支援	子ども家庭課・ 学校教育課
③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携	子ども家庭課
(2) 保育士等の確保の推進	
① 保育士等の確保	子ども家庭課
② 幼稚園教諭の確保	学校教育課
③ 放課後の居場所における人材確保	
③-1 放課後児童指導員の確保	子ども家庭課
③-2 地域人材の確保	社会教育課
④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保	子ども家庭課
(3) 子どもの居場所づくり	
① 放課後の居場所づくり	
①-1 放課後子ども総合プランの一体的推進	社会教育課
①-2 放課後児童健全育成事業の推進	子ども家庭課
①-3 放課後子ども教室の推進	社会教育課
② 地域における居場所の確保、充実（児童館、地区公民館）	
②-1 児童館の充実	子ども家庭課
②-2 多様な居場所づくり	社会教育課
(4) 子どもと子育て家庭のための保健対策の充実（次世代計画より）	
① 切れ目ない、妊産婦・乳幼児への保健対策	
①-1 母子（親子）健康手帳の交付及び妊娠届出時の相談の充実	子ども家庭課
①-2 妊婦健診の充実	子ども家庭課
①-3 新生児・産婦訪問事業の充実	子ども家庭課 →保健衛生課
①-4 未熟児訪問指導の実施	保健衛生課
①-5 両親学級の充実	子ども家庭課
①-6 母子栄養食品の支給	子ども家庭課

施策		担当課
①-7	母乳育児の推進	子ども家庭課
①-8	育児学級の充実	子ども家庭課
①-9	離乳食実習の実施	子ども家庭課
①-10	乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲あり）	子ども家庭課
①-11	母子保健推進員の活動支援	子ども家庭課
①-12	ハイリスク妊産婦に対する個別支援	保健衛生課
②子どもの健康支援		
②-1	予防接種率の向上	保健衛生課
②-2	乳幼児健診および未受診対策の充実（未受診対策に関しては再掲あり）	子ども家庭課
②-3	乳幼児歯科相談の実施	子ども家庭課
②-4	2歳児歯科健診の実施	子ども家庭課
③食育の推進		
③-1	栄養、食育に関する情報の提供充実	保健衛生課・子ども家庭課
③-2	保育所における食育の推進	子ども家庭課
③-3	学校における食育の推進	学校教育課
③-4	食育についての連携の強化	保健衛生課
④	望ましい生活習慣の確立	子ども家庭課
⑤	子どもの事故防止対策	子ども家庭課
⑥学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実		
⑥-1	幼い頃からの一貫した性に関する指導の推進	子ども家庭課
⑥-2	未成年に対する飲酒・喫煙防止教育および青少年に対する薬物乱用防止教育の推進	学校教育課
基本目標 2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり		
(1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保		
①	0歳児、1歳児の保育の拡充	子ども家庭課
②	保育所における5歳児保育の拡充	子ども家庭課
③	認定こども園の整備	子ども家庭課
④	公立幼稚園の複数年保育の実施	学校教育課
⑤	公立幼稚園における一時預かり事業の充実（預けやすい環境整備）	学校教育課
⑥	認可外保育施設との連携・支援	子ども家庭課
(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり		
①地域での子育てネットワークの構築		
①-1	子育て支援のネットワーク化の推進	子ども家庭課
②地域子育て支援センターの充実		
②-1	子育て支援センターの充実（別項目に再掲あり）	子ども家庭課

施策	担当課
③地域子ども・子育て支援事業の推進	子ども家庭課
④新規参入施設の巡回支援	子ども家庭課
(3)専門的な知識及び技術を要する支援の充実	
①育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実	子ども家庭課
②妊娠期からの児童虐待防止対策の充実	
②-1 妊娠期からの児童虐待防止の推進	子ども家庭課
②-2 乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲）	子ども家庭課
②-3 乳幼児健診未受診対策の強化（再掲）	子ども家庭課
②-4 養育支援訪問事業	子ども家庭課
②-5 要保護児童対策地域協議会の機能強化	子ども家庭課
③ひとり親家庭の支援の充実	
③-1 ひとり親家庭の相談支援、実態把握	子ども家庭課
③-2 生活援助対策の推進	子ども家庭課
④障害を持つ児童等への適切な対応	
④-1 障がいの早期発見、早期支援	保健衛生課
④-2 障害を持つ児童等の保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実	子ども家庭課・ 学校教育課
④-3 障害に関する相談・情報提供及び障がい児へのサービス提供の充実	福祉課
④-4 発達障害の支援の充実	子ども家庭課・ 福祉課
(4)相談、情報提供の充実	
①相談機能の充実	
①-1 子育て支援センターの充実（再掲）	子ども家庭課
①-2 関係機関等による各種相談の充実	子ども家庭課
①-3 利用者支援事業の実施	子ども家庭課
②情報提供の充実	
②-1 子育て情報提供の充実	子ども家庭課
②-2 関係機関との連携による情報の提供	子ども家庭課
③経済的負担の軽減	
③-1 児童手当の給付	子ども家庭課
③-2 就学、就園に対する減免	学校教育課
③-3 医療費の助成	子ども家庭課
③-4 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	子ども家庭課

基本目標 1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方

【担当課：学校教育課】

<内容>

認定こども園の整備

<現状>

ひだまり保育園(定員：保育 90 人)が平成 27 年度よりひだまり認定こども園(定員：保育 110 人、教育 60 人)に移行し、教育・保育の受皿が拡大された。

保育の受皿が拡大に加え、教育の受皿も整備されたことで、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用ができるようになった。

教育利用は町外の児童も可能であり、転出する際においても保護者の希望により継続利用できるため、利便性が向上した。

<課題>

予定箇所数の整備には至っていない。また、小規模保育事業等の整備を煤テイクに当たり、卒園児の受皿不足が今後生じてくることが見込まれる。

<対応策の案>

公立幼稚園での複数年保育の評価、検証及び、保育ニーズや費用対効果等の分析を行い、認定こども園への移行を検討していく。

② 保育の質の向上

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

保育従事者、調理従事者等を対象とした各種研修、県が実施する研修の周知等

<現状>

町内の認可保育施設及び認可外保育施設の保育従事者等を対象にアレルギー対応、障がい児対応等の研修を実施。

新規参入施設等への巡回指導を実施。

県が実施する子育て支援員研修の周知及び受講申込の取りまとめ

アレルギー対応研修は受講者から好評だった。

子育て支援員研修の受講者が増えた。

<課題>

町内の認可保育施設における保育の質の底上げにつながっていると思われるが、保育の内容や質についての苦情が散見される。

<対応策の案>

引き続き研修の実施、周知等を行い、保育の質の向上を図る。

③保幼小連携の推進

③-1 保育・教育機関の連携強化

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

幼小の連携は保育所と幼稚園、小学校の連携・情報交換の場を設け連携体制をとっていく。副園長・所長会議、幼保こ小会議で情報共有等(指導要録)の提供を行っている。

<現状>

- ・副園長・所長会議（年に4回）、情報共有している。
 - ・幼保こ小会議（年1回）及び研修会
 - ・幼稚園の申し送り（年2回）
 - ・幼稚園との交流会（年2回）
 - ・小学校とのお招き会（年1回）
- ・情報を共有することで、子どもが少しずつスムーズに幼稚園、小学校に移行していく為の取り組みが課題となる。

<課題>

幼保の共通理解及び、小学校とのつながりを持つ機会を増やし、子どもがスムーズに小学校に移行していく為の取り組みが課題となる。

<対応策の案>

- ・幼保こ小会議を年1回から年2回にする。
- ・小学校の教諭との連携をとるための会議を設ける。（多くの人に参加出来る環境を作る）

【担当課：学校教育課】

<内容>

幼児教育が、小学校以降の生活や、学習の基盤の育成につながることを配慮し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る為、教育内容の共有及び保育士と教諭間の連携を図る。

<現状>

保幼小合同連絡協議会の開催（年2回）

実施場所：北谷町役場

頻度：年2回

内容：合同研修会（6月）講師：県教育庁義務教育課 指導主事
情報交換会（1月）

参加対象：町内保育所、保育園の保育士

町立幼稚園教諭

小学校教諭（1年担任、特別支援コーディネーター、保幼小連携担当）

新教育要領に示された、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに保育士、幼稚園教諭、小学校教諭がともに幼児の成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違い、共通点などについて理解を深めることができた。

<課題>

幼稚園は同じ小学校区に住む幼児の為、情報交換や交流がスムーズであるが、保育所、保育園、こども園は複数の小学校へ就学する幼児を保育しており、年1回の情報交換では十分にできない。

<対応策の案>

年2回の開催の保幼小合同連絡協議会では、研修会を主に全体で保育・教育内容を共有する場とし、各小学校区単位で校内研修や園内研修に地域の保育士を招き情報共有を行うなど、連携が図れるよう支援する。

③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な移行支援

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

保育所・幼稚園等と小学校との職員の研修、情報交換など相互理解の場の確保。

保育所児童保育要録の確実な引継と情報共有の実施。

教育・保育施設の園児と小学生との交流活動の実施。

<現状>

幼保こ小の情報交流・研修会（年1回）

教育・保育施設の園児と小学生との交流会への参加（保護者同伴）（年1回）

保育所児童保育要録の確実な引継と情報共有の実施（年度末）

保育所・幼稚園等と小学校との職員の研修、情報交換などを行うことにより相互理解の場を確保することができた。

保育所児童保育要録の確実な引継と情報共有を行うことで円滑な移行支援に繋げることができた。

教育・保育施設の園児と小学生との交流活動の場に親子で参加することにより、移行支援に繋げることができた。教育・保育課程の工夫等も実施。

<課題>

保育所・幼稚園等と小学校の職員との交流や研修の場を増やし、さらに相互理解を充実させ、円滑な移行支援を行う必要がある。

教育・保育課程の工夫等も研修をとおしてさらに学習を深め、移行支援に繋げていく事が重要である。

<対応策の案>

保育所・幼稚園等との職員と小学校の職員がお互いの施設に出向くなど、交流や情報交換を行うことにより、相互理解を充実させ、円滑な移行支援を行うことにつながることを考える

【担当課：学校教育課】

<内容>

幼児教育が、小学校以降の生活や、学習の基盤の育成につながることを配慮し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る為、教育内容の共有及び保育士と教諭間の連携を図る。

<現状>

保幼こ小合同連協議会の開催（年2回）

内容：合同研修会（6月） 講師：県教育庁義務教育課 指導主事
情報交換会（1月）

保育所長・副園長等合同会議（年4回）

内容：教育・保育内容の共有、保育所と幼稚園の保育交流会の実施計画、研修会の案内等

保育・教育内容の情報共有を図ることで、互いの資質向上へとつながった。

情報交換、相互理解の場を設けることで、特別な支援を要する幼児の支援方法など、切れ目のない教育支援へとつなげることができた。

<課題>

年1回の情報交換では時間が十分ではない。

<対応策の案>

各小学校区単位で校内研修や園内研修に地域の保育士を招き情報共有を行うなど、連携が図れるよう支援する。

③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

地域型保育事業5施設全て連携施設を確保した。

<現状>

中央保育園（小規模保育事業） ⇒ 謝苺保育所、上勢保育所、美浜保育所

つぼみ園（小規模保育事業） ⇒ つぼみっ子保育園

リトルマザーグース保育園（小規模保育事業） ⇒ 絆保育園

チャチャ保育園（事業所内保育事業） ⇒ 愛育保育園

うみそら保育園（事業所内保育事業） ⇒ ファミリー保育園

小規模保育事業の卒園児は全て連携施設又はその他の施設にて受け入れることができた。

<課題>

現時点では全ての施設が連携施設を確保できているが、今後低年齢児の受皿確保のため、地域型保育事業の整備を進めると、新たな施設は連携施設を確保できない可能性も見込まれる。

<対応策の案>

既存施設の定員見直し等による3歳以上児の受皿確保

(2) 保育士等の確保の推進

① 保育士等の確保

- a) 県と連携を図りながら保育士等の確保を進めるほか、保育士の処遇改善を図るため、町内の保育所に所属する保育士の定着化及び正職員化のための補助を継続実施します。また、保育士にかかる業務の負担軽減が図られるように、保育所と連携して改善策を推進します。

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

保育士年休取得等支援事業の実施
保育士休憩取得支援事業の実施
保育士宿舍借り上げ支援事業の実施
北谷町認可保育所運営費補助金による職員処遇改善費の補助
保育士正規雇用化促進事業の実施

<現状>

保育士年休取得等支援事業及び北谷町認可保育所運営費補助金による職員処遇改善費の補助は継続して実施。

保育士休憩取得支援事業は令和元年度より実施。

保育士宿舍借り上げ支援事業は平成30年度より実施。

保育士正規雇用化促進事業は事業所から要望がある場合に実施。

保育士の処遇改善及び業務負担軽減が一定程度図られた。

<課題>

保育士年休取得等支援事業については、年休代替保育士の確保が困難で、一部の事業者しか活用できていない状況。

北谷町認可保育所運営費補助金による処遇改善については、毎年4月1日時点における入所児童数に応じた補助額となっており、一時金という形で支給している事業者が多い。求人の際に明確に手当として示すことができず、一人当たりの支給額も少ないため効果は薄い。

<対応策の案>

北谷町認可保育所運営費補助金による処遇改善については効果が薄いことから廃止し、新たに補助内容を拡充した北谷町保育士確保対策緊急補助事業の実施を検討中。当該事業の実施により保育士が十分確保されることで待機児童解消につながるほか、保育士年休取得等支援事業の活用も促進され、保育士の離職防止が図られる。

b) 町内の保育所合同の保育士就職説明会、保育所見学会を開催し、保育士の確保を進めます。保育士のほか、地域型保育事業で認められている保育従事者確保のための研修等を実施し、確保に努めます。

【担当課：子ども家庭課】

＜内容＞

町内の保育所合同の保育士就職説明会、保育所見学会を開催し、保育士の確保に努めます。

保育士のほか、地域型保育事業で認められている保育従事者確保のため沖縄県主催の研修等を、事業所へ周知し確保に努めます。

また、保育士試験受験者支援事業として保育士試験を受験する方に対し講座を開講し、保育士資格取得促進に努めます。

＜現状＞

保育士合同就職説明会

平成 27 年度：北谷町保育士合同就職説明会（参加施設 10 ヶ所、参加者 2 名）

平成 30 年度：4 町村（北谷町、嘉手納町、読谷村、北中城村）共同保育士合同就職説明会
開催（参加施設 20 ヶ所、参加者 32 名）

子育て支援員研修

平成 27 年度：受講者数 28 名

平成 28 年度：1 名

平成 29 年度：12 名（一部科目修了者 6 名）

平成 30 年度：8 名（一部科目修了者 2 名）

保育士試験受験者支援事業

平成 28 年度：受講者数 19 名、合格者数 0 名

平成 29 年度：受講者数 28 名、合格者数 5 名

平成 30 年度：受講者数 31 名、合格者数 1 名

保育士確保に繋がった。

＜課題＞

保育士試験受験者支援事業における合格者数が少ない。

＜対応策の案＞

講座内容の見直し。

②幼稚園教諭の確保

【担当課：学校教育課】

＜内容＞

幼稚園教育の充実、職員の資質および専門性の向上に努め、幼稚園教諭の安定した就業の確保及び処遇改善に努める。

＜現状＞

幼稚園教諭の資質向上の為、園内研修の充実及び研修機会の確保に努めている。
臨時職員が継続的に雇用できるようになった。

臨時職員が継続雇用できるようになり、園行事等の経験が次年度の園経営に活かされ、幼児教育の資質向上へとつながった。

園内研修や日々の保育カンファレンスを通して、一人一人の発達に応じた援助や指導の充実につながった。

＜課題＞

年々、預かり保育利用希望者の増加や、特別な支援を要する幼児の入園が増え、預かり保育担当教諭や特別支援教育加配教諭の確保が課題となっている。

＜対応策の案＞

入園受付の時期を早め、早い時期に求人募集を行い、必要な人材を確保できるようにする。

③放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童指導員の確保

【担当課：子ども家庭課】

＜内容＞

沖縄県主催の放課後児童支援員認定資格研修を、町内各クラブへ周知し参加を促進する。

＜現状＞

放課後児童支援員認定資格研修

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
修了者	5 名	6 名	5 名 (一部科目修了者 1 名)	6 名

放課後児童支援員の確保に繋がり、放課後の居場所の質向上に寄与した。

<課題>

特になし

<対応策の案>

記入なし

③-2 地域人材の確保

【担当課：社会教育課】

<内容>

- ・北谷小学校（北谷っ子こども教室）
- ・北玉小学校（北玉っ子こども教室）
- ・浜川小学校（浜川っ子こども教室）
- ・北谷第二小学校（北二っ子こども教室）
- ・ちゃたんニライセンター（しまくとうばこども教室）

<現状>

ボランティア：26名

（協働活動支援員・協働活動サポーター）

- ・北谷っ子こども教室（チャレンジ教室）手作り工作・季節の行事体験活動
- ・北玉っ子こども教室（琉舞教室・英会話教室）
- ・浜川っ子こども教室（三線教室・茶道教室）
- ・北二っ子こども教室（三線教室・茶道教室）
- ・しまくとうばこども教室（しまくとうばで日常会話、文化を学ぶ）

- ・保護者や地域の方々が、これまで培った技能や経験を子どもたちに伝える場を提供することで、放課後の居場所（放課後子ども教室）の中でボランティアの参加協力が得られた

<課題>

- ・ボランティア等の協力の下実施可能な事業であり、今後も理解を得ながら継続して人材の確保が必要である。

<対応策の案>

- ・広報ちゃたんやHP等を利用してボランティアの募集を行うとともに、各実施校でボランティア募集の周知を図る。

④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

サポーター養成講座 年2回実施（委託、開催月 7月、2月）

周知の方法：3町村による町村広報誌、ホームページへの掲載。公民館、老人福祉センターへのポスター掲示。平成30年度より開催地町村において開催周知横幕の設置。

<現状>

まかせて会員・どっちも会員の増員数（対前年度比較。三町村合わせて）

平成28年度 37人 平成29年度 14人 平成30年度 33人

令和元年度第1回目開催時に「横幕を見ました」と申し込みがあった（2名）

<課題>

おねがい会員と比較して、まかせて会員及びどっちも会員の増加が少ない。

<対応策の案>

平成31年3月29日改正の子育て援助活動支援事業実施要綱に「預かり手増加のための取組」事業が新たに加わった。援助を行う会員となりうる者が集う場所等に出向き、事業説明を行い、サポーター養成講座受講の勧め及び会員登録を勧める。

(3) 子どもの居場所づくり

①放課後の居場所づくり

①-1 放課後子ども総合プランの一体的推進

a) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ・ 小学校で実施する放課後子ども教室に近隣の放課後児童クラブも参加しプログラムを受けられるよう連携を図る。

【担当課：社会教育課】

<内容>

- ・ 一体型の整備がなかったため、一体的な活動は実施なし。
- ・ 近隣児童クラブとの連携は、受け入れ態勢が整っていないため実施なし。

<現状>

- ・ 実施なし

<課題>

- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室との担当者間での協議を進め連携を図る

<対応策の案>

- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の担当者の交流・連携・共通理解を図り、相互の構成員や地域関係者との共通理解、情報共有を行い放課後子ども総合プランを推進する。
- ・浜川小学校において、令和2年度より放課後児童クラブ実施の予定があるので連携を図る。
- ・その他の小学校においても、小学校の近隣児童館等で放課後児童クラブの実施に伴い連携を図る。

b) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

- ・多目的教室や音楽教室等を活用し、放課後児童クラブと連携した放課後子ども教室を行う。
- ・夏休み等の長期休業日も学校施設を活用し、切れ目のない子ども教室の実施を図る。

【担当課：社会教育課】

<内容>

記入なし

<現状>

記入なし

<課題>

- ・夏休み等の長期休業日は、放課後子ども教室としての学校施設の活用は厳しい。

<対応策の案>

- ・地域学校協働活動の中で、夏休み等の長期休業日に学習支援を実施しており、その中で子どもの安全安心な居場所を提供する取り組みを推進する。

c) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局による具体的な連携に関する方策

- ・放課後児童クラブ関係者、放課後子ども教室関係者、学校、行政、地域住民等を構成員とする放課後子ども総合プラン運営委員会を設置し、事業の実施に関する検討や共通理解、情報共有等を行い、相互連携を図る。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室で体験した活動や成果を発表するため、毎年度末に放課後子ども総合プラン発表会を実施する。

【担当課：社会教育課】

<内容>

北谷町生涯学習まつりに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の成果発表を行う。

<現状>

- ・放課後子ども総合プラン運営委員会を設置(H19)連携を図る。
- ・H29より放課後子ども教室(地域学校協働活動推進事業運営委員会)として運営委員会を開催
- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室は、北谷町生涯学習まつりで体験活動や成果の展示や舞台発表を実施。

- ・活動内容を発表する場を設けることで、自信に繋がった

<課題>

- ・浜川小学校で放課後児童クラブが実施されることから、放課後子ども教室との連携を図る。
- ・新・放課後子ども総合プラン運営委員会の実施

<対応策の案>

- ・実施に向け担当部局との連携を図る

①-2 放課後児童健全育成事業の推進

a) 小学校低学年の放課後の保育対策である本事業の拡充を図るほか、子どもたちが安全・安心で楽しく過ごせるよう、職員の資質向上を図ります。このため、県の主催する研修等の案内を行います。

児童館や学校等の公共施設を活用しての放課後児童クラブの実施に努めます。

【担当課：子ども家庭課】

＜内容＞

量の拡充を図るほか、子どもたちが安全・安心で楽しく過ごせるよう、職員の資質向上を図るため、資質向上研修を実施します。

＜現状＞

量の拡充

平成 28 年度開所：宮城児童館放課後児童クラブ、つぼみ学童クラブ 2

放課後児童支援員等資質向上研修

平成 28 年度(県主催)：5 名

平成 29 年度：31 名

平成 30 年度：29 名

障がい児コースもあるため、職員の質の向上に繋がった。

＜課題＞

受講申込をして、1 回も受講しない者が数名いる。

＜対応策の案＞

正当な理由がない場合を除き、全科目受講するよう申込を受け付ける段階で通知する。

b) 未就学児での本事業利用者については、平成 27 年度以降は幼稚園における一時預かり事業(平成 25 年度までの預かり保育)を利用していただくように理解を求めます。公立幼稚園においては平日の預かりを「18:00 まで」から「18:30 まで」に延長し、共働き家庭が利用しやすいように充実を図ります。

【担当課：子ども家庭課】

＜内容＞

放課後児童健全育成事業の対象児童は小学校就学児童のみとする。

宮城児童館放課後児童クラブの整備を実施。

民間の放課後児童クラブの運営費支援を実施。

<現状>

平成 27 年度より放課後児童健全育成事業は小学校就学児童のみ利用。

平成 27 年度より公立幼稚園における午後の一時預かりは 18 時 30 分まで実施している。

就学前児童については保育所又は幼稚園、小学校就学児童については放課後児童クラブを利用することにより、利用ニーズの重複が無くなり、量の見込等が把握しやすくなった。

<課題>

公的施設を活用した放課後児童クラブの整備が進んでおらず、必要量を確保できていない。

<対応策の案>

各小学校区へ公的施設を活用した放課後児童クラブの整備を進める。

①-3 放課後子ども教室の推進

【担当課：社会教育課】

<内容>

- ・北谷小学校（北谷っ子こども教室）
- ・北玉小学校（北玉っ子子ども教室）
- ・浜川小学校（浜川っ子子ども教室）
- ・北谷第二小学校（北二っ子子ども教室）
- ・ちゃたんニライセンター（しまくとうばこども教室）

<現状>

- ・北谷っ子こども教室（チャレンジ教室）手作り工作・季節の行事体験活動
- ・北玉っ子子ども教室（琉舞教室・英会話教室）
- ・浜川っ子子ども教室（三線教室・茶道教室）
- ・北二っ子子ども教室（三線教室・茶道教室）
- ・しまくとうばこども教室（しまくとうばで日常会話、文化を学ぶ）

- ・毎年、北谷町生涯学習まつりにおいて、活動写真の展示、三線教室、琉舞教室、しまくとうばの舞台発表、茶道教室や押花教室の体験コーナーを実施
- ・各小学校等の行事等での放課後子ども教室の舞台発表の実施
- ・地域のまつり等での舞台発表の実施

<課題>

- ・各教室により、実施回数等が異なるので、子どもの安全安心な居場所を設けるためにも安定的な継続実施を図る

<対応策の案>

- ・放課後の居場所を設けるため、教室を実施出来る指導者の確保やボランティアの確保に努める

②地域における居場所の確保、充実（児童館、地区公民館）

②-1 児童館の充実

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

児童に健全な「遊び」を提供することで、子ども達の健康を増進するとともに豊かな情緒を養う。

児童の心身健やかな成長を図る。

<現状>

季節に合わせた製作活動

運動あそび（ドッジボール大会、児童館交流会など）

イベント（児童館まつり・巨大迷路）

食育活動（野菜の栽培、クッキング）

地域交流（地域のまつりへの参加、世代間交流会）

幼児クラブ（親子活動）

ドッジボールタイム・レクタイム・ダンスクラブ

	上勢桑江児童館	宮城児童館	北玉児童館
年間利用者数(H30)	20,408人	19,965人	27,416人

- ・3館が連携することで活動が充実できる。
- ・日常の遊びにレクタイムを取り入れることで日頃の遊びの充実を図る。
- ・実行委員会を結成し、子どもによる児童館運営を実施し役割を最後までやり遂げる達成感・自信・子どもリーダー育成につながる。
- ・地域の活動に参加・協力することで地域に根差した親しみある児童館となる。

<課題>

子ども達が安心・安全で楽しく過ごせるよう職員の資質向上、職員体制の課題、人材確保が必要。

<対応策の案>

職員の処遇改善

②-2 多様な居場所づくり

【担当課：社会教育課】

<内容>

- ・北谷小学校（北谷っ子こども教室）
- ・北玉小学校（北玉っ子こども教室）
- ・浜川小学校（浜川っ子こども教室）
- ・北谷第二小学校（北二っ子こども教室）
- ・ちゃたんニライセンター（しまくとぅばこども教室）

<現状>

- ・各小学校とニライセンターでは継続実施
- ・平成29年10月末まで、上勢区公民館で土曜日にサタデースクールとして行っていたが、参加者の減少と指導者の都合により終了
- ・開始より一定期間は、参加児童も多くその役割を担っていた

<課題>

- ・公民館での実施は、近隣の児童や地域住民等は参加しやすいが、校区内であっても他行政区の児童等が日頃行き慣れていない場所への参加が難しい。

<対応策の案>

- ・子どもの居場所については、放課後の移動がない学校内での実施が適当であるとし、引き続き、学校内での実施を推進していく
- ・放課後児童クラブが学校内や近隣児童館で実施される場合は、連携を図る

(4)子どもと子育て家庭のための保健対策の充実（次世代計画より）

①切れ目ない、妊産婦・乳幼児への保健対策

①-1 母子（親子）健康手帳の交付及び妊娠届出時の相談の充実

a) 早い段階（妊娠 11 週以内）での妊娠の届け出を行うように周知・広報を行います。

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

子ども家庭課窓口から見える位置に「妊娠届出は 11 週以内までに」と表示。

<現状>

妊娠 11 週以内の妊娠届

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
86.3%	86.3%	87.5%	89.5%

母子保健法により妊娠届出時に妊婦健診受診票を交付するため、早い段階（妊娠11週以内）に届出を行うことで、妊娠中に受診することが望ましい時期に、妊婦健診を公費助成で実施でき、早くから妊婦と胎児の健康管理ができた。

<課題>

来庁時以外にももっと広く周知が必要

<対応策の案>

インターネットの活用

b) 妊娠届出時に記入していただくアンケートの内容を見直し、ハイリスク妊婦（健康上または養育上の支援を必要とする妊婦）を早期に把握し、保健師や助産師による妊婦訪問や両親学級等の相談・支援につなげられるよう取り組みます。

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

平成 31 年度から沖縄県標準妊娠届出書及び妊娠届出時間診票を活用

<現状>

(1) 個別支援のメリット

- ① 母子保健、医療、児相福祉の共通認識に基づき判断することで、支援を要する妊婦の早期発見、早期支援につながる。
- ② 医療機関や他課・他機関との連携が取りやすくなる。
- ③ リスクは常に変化するため、妊娠届出時と比較して再評価を行うことができる。

(2) 市町村でのメリット

- ① 共通の項目・基準で集約する(データ化)ことにより、他市町村・県との比較が可能になる。
- ② 基準(スクリーニングやフローチャート)を明確にすることで支援の評価基準について、検証・検討することができる。
- ③ 基準(スクリーニングやフローチャート)に基づく支援を行うための新たなサービスを検討する材料とすることができる。

<課題>

妊娠届出時面談前に点数化していないため、今後は点数化しリスク判定が必要

<対応策の案>

面談前に点数化する。

①-2 妊婦健診の充実

a) 妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、本事業の実施と公費負担の継続を図ります。

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

- ・ 全 14 回の妊婦健診について受診券による公費負担を実施した。
- ・ 里帰り出産を希望する妊婦については、個別に医療機関との契約や償還払い等に対応した。

<現状>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子手帳交付件数	379 件	339 件	377 件	291 件
受診件数	4,931 件	5,066 件	4,944 件	4,202 件

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ることができた。

<課題>

妊婦健診データが届くまでに受診から 2 か月以上を要するため、データの利活用ができていない。

<対応策の案>

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、本事業の実施と公費負担の継続を図ります。

b)健康診査の重要性や妊婦健康診査の経済的負担が軽減されたことの周知および医療機関と連携して妊婦健診未受診者の把握に努め、受診率の向上を促進します。

【担当課：子ども家庭課】

＜内容＞

妊婦健診受診票の交付時に妊婦健診の説明とチラシを交付。また、妊婦健診の内容等が記載されている沖縄県作成の冊子「健やかな親と子のための制度」も交付。

妊婦健診未受診者へは、直接医療機関から本人へ連絡(一部医療機関のみ)。本町では未受診者の把握は実施できていない。

＜現状＞

- ・母子手帳交付時の保健師による全数面談
- ・ホームページでの周知
- ・医療機関からの案内
- ・妊婦健診未受診者の把握及び未受診対策は実施できていない

母子手帳交付時の保健師による全数面談により、初期段階でのスクリーニングが可能となり、さらに妊婦健診の受診勧奨や行政サービスの案内も行えた。

＜課題＞

記入なし

＜対応策の案＞

記入なし

①-3 新生児・産婦訪問事業の充実

【担当課：子ども家庭課】→【担当課：保健衛生課】

＜内容＞

平成27年度から保健衛生課事業へ移管。

- ・委託助産師による訪問指導(対象：新生児、乳児、未熟児、産婦、妊婦)

＜現状＞

	H27	H28	H29	H30
新生児	38件	38件	41件	37件
乳児	67件	113件	77件	65件
未熟児	6件	3件	1件	2件
産婦	110件	143件	113件	101件
妊婦	3件	1件	3件	1件
(再掲)多胎	2件	2件	4件	3件
里帰り			3件	

- ・出生連絡票の主訴や面談などから、個々のタイミングやニーズに応じた新生児訪問の案内ができています。

<課題>

- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業と混同している住民が多いため、それぞれの事業の目的や内容について周知が必要。
- ・令和2年度から母子包括支援センターの設置に伴って、本事業の位置づけなど整備が必要。

<対応策の案>

- ・令和2年度からの母子包括支援センターの設置に伴って、新たに産後ケア事業を実施する予定。それぞれの事業の対象者等を検討するなど体制整備を行う。

①-4 未熟児訪問指導の実施

【担当課：保健衛生課】

<内容>

- ・未熟児訪問指導
- ・未熟児連絡会への参加（県立中部病院）

<現状>

- ・未熟児訪問指導（地区担当保健師、委託助産師）

H27	H28	H29	H30
実11/延11件	実9/延11件	実8/延9件	実5/延6件

- ・未熟児連絡会への参加
県立中部病院で行われる連絡会へ地区担当保健師が適宜参加。
- ・未熟児については、ほぼ必要に応じて支援できている。
- ・医療機関との連携がスムーズに出来ている。

<課題>

- ・未熟児の保護者同士の交流や育児に関する勉強の場がなく、個別支援のみになっている。
- ・両親とも外国人の場合の支援について難しい場合がある。（言語コミュニケーション、文化の違いなど）

<対応策の案>

- ・未熟児の保護者同士の交流等の機会についての検討。

①-5 両親学級の充実

a) 妊娠届出時や、教室実施時に行うアンケートの結果などから、本事業の内容充実を図ります。また、対象者への個別の案内だけでなく、子育てだよりや町のホームページでの周知・広報に努め、受講者数の増加を図ります。

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

平成 28 年度途中から委託事業へ移行。

参加者アンケートの要望から平成 30 年度から日曜日開催を実施。

また、対象者への個別の案内や子育てだより、町のホームページでの周知・広報に加え、妊娠届出時に両親学級の写真をアルバムにし、実際の様子を見てもらいながら受講の意欲を高めた。

<現状>

両親学級 1クール 5回×3回/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加人数(延べ)	166 名	143 名	226 名	80 名
対象者	372 名	325 名	384 名	258 名
割合	14%	20%	16%	11%

※平成 30 年度は麻疹流行の影響により参加者が激減。

妊娠・出産・育児に必要な経験・知識・技術を兼ね備えた助産師が、妊産婦個々の体調や病態、生活環境に合わせた教育・指導・助言を実施できた。

<課題>

両親学級に参加できない妊婦への対応

<対応策の案>

動画配信の検討

b) 教室が妊娠中の健康管理や産後の育児指導の場だけではなく、地域における仲間づくりやコミュニケーションの場となることを目指します。

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

両親学級の各回ではグループワークを多く取り入れ、参加者同士で話し合うコミュニケーションの場を設けた。さらに、話やすい雰囲気作りのために、毎回各グループに助産師がファシリテーターとして入り、参加者同士の交流を促している。

<現状>

両親学級 1クール5回×3回/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加人数(延べ)	166 名	143 名	226 名	80 名
対象者	372 名	325 名	384 名	258 名
割合	14%	20%	16%	11%

※平成 30 年度は麻疹流行の影響により参加者が激減。

両親学級の参加者同士で連絡先を交換し、出産後も育児の相談をし合う様子が伺え、地域における仲間づくりの場となっている。

<課題>

両親学級に参加できない妊婦への対応。

<対応策の案>

休日開催や他事業所での対応の検討。

①-6 母子栄養食品の支給

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

平成 26 年度から平成 30 年度までの実績をみると、妊婦健診や乳児健診において栄養強化等の医師の指導等ではなく、地区の保健師または社会福祉士の関わりによって、世帯への経済的支援や養育支援が必要という情報提供を契機として支給決定がなされているところであった。支給決定後は、子ども家庭課栄養士が家庭訪問し、栄養食品支給(粉ミルクもしくはサプリメント支給)を通して、母の高血圧や児の貧血など、状況に応じた栄養指導を実施すると同時に、世帯の育児支援や経済支援及び虐待防止を目的に、保健衛生課保健師や子ども家庭課社会福祉士(児童相談担当)が栄養士と同行訪問し、世帯へ介入していた。当事業の本来の目的である栄養の援助を必要とする妊産婦・乳児への支給となっていない現状であったため平成 31 年 3 月 15 日の第 547 回例規審議委員会をもって「北谷町母子栄養食品支給要綱」を廃止した。

<現状>

	平成 27 年度(開始)	平成 28 年度(開始)	平成 29 年度(開始)
妊産婦	2 名	3 名	1 名
乳児	10 名	6 名	3 名
執行額	149,385 円	100,289 円	136,356 円

<課題>

事業を廃止した場合に代わりとなる支援について、生活困窮者自立支援法に基づくパーソナルサポートセンターがある。対象者に適した生活プランを設計し、必要なサービスの利用をサポートすることで対象者の細かいニーズに応じた総合的な自立支援を行うことで栄養面も含めた支援が可能であることから、今後はパーソナルサポートセンターを案内する。

<対応策の案>

記入なし

①-7 母乳育児の推進

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

助産師による母乳育児相談(乳児一般健康診査に併設)を実施。

<現状>

相談件数 年 12 回開催

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	71 件	73 件	76 件	67 件

対象者の相談に応じ、より専門性の高い助産師から適切な指導助言ができた。

<課題>

乳児健診対象者以外の保護者も相談可能であるが、周知が不足している。

<対応策の案>

出生届出時や、町のホームページにて周知が必要

①-8 育児学級の充実

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

月齢(発達段階)に応じた事業(すくすくスクール 1、2)を開催。

平成 28 年度途中から一部を委託事業へ移行し、参加者アンケートの要望から内容の変更や時間帯の変更を実施。

また、対象者への個別の案内や子育てだより・町のホームページでの周知・広報を継続的に実施し、平成 31 年度から子育てアプリへの案内配信。

<現状>

すくすくスクール 1

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加人数(延べ)	91 名	74 名	59 名
対象者	405 名	296 名	283 名
割合	22%	25%	21%

※H30 年度は麻疹流行により 1 回中止。

すくすくスクール 2

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加人数(延べ)	78 名	58 名	60 名
対象者	343 名	336 名	355 名
割合	23%	17%	17%

事業終了も、支援が必要な者は個別支援へつなげている。

<課題>

すくすくスクールに参加できない保護者への対応

<対応策の案>

動画配信の検討。

①-9 離乳食実習の実施

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

- ①平成 28 年度より、学級の周知方法についてはがきでの通知だけでなく、乳児健診での案内を強化した。また、平成 31 年度より親子健康手帳アプリでの配信も行った。
- ②平成 29 年度より、離乳食実習で調理する内容を COOKPAD にて配信し、参加できない保護者にもレシピの提供を行った。
- ③アンケートの実施により、離乳食実習だけでなく、口腔機能の発達についての講話の必要性が明らかになったため、新規事業として、平成 30 年度よりかみかみスクール(歯科衛生士による離乳食講話)を年間 4 回実施し、離乳食の目的・重要性を伝えた。
- ④平成 30 年度より学級への参加を事前申し込み制とし、参加者に応じたスタッフ体制を整えた。また、平成 31 年度より各学級終了時に次の学級の予約を取る体制を整えた。
- ⑤平成 31 年度より乳幼児の各時期に応じた健診 BOOK という資料を作成・活用し、統一した内容で保護者への相談へ対応した。

- ⑥平成 31 年度より乳児健診の会場に離乳食のサンプルを置き、目で見て「量」「固さ」が分かるようにした。
- ⑦平成 31 年度よりかみかみスクール・パクパクスクールを委託事業とした。委託により、メールでの予約、土日や時間外の対応が可能となった。
- ⑧かみかみスクールの時期について、アンケート結果より、歯が生える前に聞いたかったという意見が多くみられたため、通知時期を平成 30 年度途中より早めた。

<現状>

パクパクスクール 年 6 回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加人数(延べ)	71 名	79 名	80 名	61 名
対象者	315 名	366 名	333 名	289 名
割合	23%	22%	24%	21%

※平成 30 年度は麻疹流行により 1 回中止。

かみかみスクール (継続事業) (平成 31 年度より、6 回。平成 30 年度は 4 回)

	平成 30 年度(4 回)
参加人数(延べ)	63 名
対象者	428 名
割合	15%

パクパクスクール(離乳食実習)に加えてかみかみスクール(離乳食講話)を追加し、離乳食のあげ方や子どもの口腔機能の発達について伝える機会を設けることができたこと。

<課題>

かみかみスクール(離乳食講話)の内容は歯が生える前から生えた後まで広く聞いてもらいたい内容だが、15%と参加率が低い。今後は事業の周知に努め、より多くの保護者に参加し、乳幼児の口腔機能の関心を持ってもらい、「よくかんで食べる子」「虫歯が無い子」が育つような取り組みにつなげたい。

<対応策の案>

離乳食実習の実施について、目標をかみかみスクールの参加者の増もしくは、内容の充実をとし、より多くの方に参加してもらええる取り組みを行う。

①-10 乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲あり）

【担当課：子ども家庭課】

＜内容＞

不在や訪問拒否を減らすため保護者の携帯電話に留守番電話メッセージを残したり、ショートメールを活用して訪問実施につなげた。

＜現状＞

平成 29 年度 300 件（実施率 88%）

平成 30 年度 296 件（実施率 92%）

支援が必要な家庭を早期に把握し、地区保健師や養育支援訪問事業等必要な支援につなげることができた。

＜課題＞

厚労省ガイドラインで定める期間内（原則生後 4 ヶ月以内）に訪問できない事例がある。

＜対応策の案＞

委託先（母子保健推進員）へ期間内訪問の周知徹底

①-11 母子保健推進員の活動支援

a) 乳幼児健診等の母子保健事業への協力員でもある母子保健推進員について、町民への周知を図り、地域と行政とのパイプ役として活動が展開しやすいように図ります。

【担当課：子ども家庭課】

＜内容＞

毎年広報ちやたんへ各地区母子保健推進員の顔写真と名前、仕事内容を掲載。また、委嘱状・感謝状交付式時にも報告掲載している。

出生届時に、各地区母子保健推進員の顔写真を提示し、子育て世帯へ紹介している。

＜現状＞

【定例会・学習会】

- ・月 1 回の定例会、母子保健に関する学習会への参加
- ・沖縄県などが主催する研修会・交流会への参加

【訪問活動】

- ・生まれた赤ちゃんとお母さんへのご挨拶…こんにちは赤ちゃん訪問
- ・乳幼児健診（乳児・1 歳 6 か月児・3 歳児）の未受診者への受診勧奨訪問

【母子保健事業】

- ・両親学級の補助
- ・すくすくスクール1での体重測定および保育
- ・健診事後教室(ぞうさんくらぶ)への協力
- ・ツイنزくらぶ(双子・多胎ママのつどい)での保育
- ・乳幼児健診(乳児・1歳6か月児・3歳児健診)での身体計測、視力測定および記録
- ・2歳児歯科健診での呼び出し、保育
- ・小学校(5年生)での命の体験授業(赤ちゃん人形抱っこ体験・妊婦体験)の協力

母子保健推進員に案内され、母子保健事業に参加する保護者がいる。

<課題>

記入なし

<対応策の案>

記入なし

b) 乳児全戸訪問以外にも、前述の両親学級の案内を母子保健推進員が直接各家庭に配布することにより、妊娠期から地域の母子を支えて行けるよう努めていきます。

【担当課：子ども家庭課】

平成29年度より中止。

※平成28年度の取組み、中止となった経緯～対応策(変わりとなる取組み)

c) 行政区によっては母子保健推進員の人数が不足しているため、母子保健推進員の増加の呼びかけを行います。

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

広報ちゃたんでの呼びかけや、欠員行政区の自治会長へ公文書にて推薦依頼。

<現状>

新規母子保健推進員委嘱人数

平成28年度	平成30年度	平成31年度
4名	4名	2名

新規母子保健推進員の委嘱ができた。

<課題>

記入なし

<対応策の案>

記入なし

①-12 ハイリスク妊産婦に対する個別支援

【担当課：保健衛生課】

<内容>

- ・ハイリスク妊産婦に対する個別支援（疾患合併、若年、未婚、経済的問題等）

<現状>

- ・妊婦への訪問指導・来所相談

	H27	H28	H29	H30
訪問	実 16/延 26 件	実 11/延 13 件	実 6/延 8 件	実 11/延 14 件
来所	実 19/延 24 件	実 14/延 21 件	実 10/延 13 件	実 8/延 9 件

- ・産婦への訪問指導、来所相談

	H27	H28	H29	H30
訪問	実 34/延 45 件	実 66/延 84 件	実 54/延 73 件	実 43/延 54 件
来所	実 18/延 22 件	実 10/延 10 件	実 14/延 18 件	実 14/延 18 件

- ・その他電話相談

- ・子ども家庭課で妊娠届により把握された対象者について、タイムリーに連絡を受けている。
- ・医療機関からの支援依頼が以前より増え、連携が強化されている。

<課題>

- ・妊娠初期には対象者の支援ニーズが低く、介入が難しいケースもあり、支援開始が出産後になるケースが多い。出産や産後の育児開始等にむけて、対象者と一緒に想定される課題の確認や対応策の検討ができるよう、妊娠中期から後期にかけての支援が必要。

<対応策の案>

- ・出産や出産後の課題について、対象者と一緒に考え、準備できるよう、妊娠中に適切な支援を行うようにすることが必要。母子保健包括支援センター業務開始により支援の進捗管理を行うことで対応していく。

②子どもの健康支援

②-1 予防接種率の向上

【担当課：保健衛生課】

<内容>

- ・ 定期予防接種（BCG、ヒブ、小児肺炎球菌、4種混合(DPT-I TP)、MR混合、水痘、日本脳炎、2種混合(DT)、子宮頸がん)
- ・ 行政措置予防接種（おたふく風邪、麻しん流行時の麻しん含有ワクチン）

<現状>

- ・ 別紙のとおり（H27～H30実績）
- ・ 乳児が対象となる予防接種は、全て90%以上の受診率となっている。
- ・ 案内通知について、年間スケジュールを立てて、適切な時期に通知、再通知、再々通知を行い、さらに必要に応じて電話による勧奨を行うことができています。
- ・ H30に県内で麻しん流行した際には、行政措置で緊急的に感染及び感染拡大のための予防対策を講じることができた。

<課題>

- ・ 米軍基地内居住の場合、軍病院で米国の法に基づく予防接種が実施されており、保護者へ接種履歴確認通知を送付しても返信がない場合も多々ある。
- ・ 子どもの予防接種は法改正等により増え、現在10種類(計29回)あり、事務処理量が増加し煩雑となっている。

<対応策の案>

記入なし

②-2 乳幼児健診および未受診対策の充実（未受診対策に関しては再掲あり）

a) 受診率の向上を図るために、健康診査の内容や大切さを周知・広報するほか、受診率の高い市町村の取り組みを参考にして実施方法を見直し、母子保健推進員との連携を図ります。

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

年12回(月1回)で実施

- ・ 乳児一般健康診査
- ・ 1歳6か月児健康診査
- ・ 3歳児健康診査

<現状>

受診率

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳児一般健康診査	90.1%	84.9%	87.4%	83.1%
1歳6か月児健康診査	86.5%	85.4%	88.6%	86.4%
3歳児健康診査	84.9%	79.3%	87.8%	90.8%

平成 29 年度からの保育園の協力により 3 歳児健康診査の受診率が向上している。

<課題>

乳幼児健診全体として受診率が低い。他の市町村の取組みとして基地内居住者を排除する場合もあるようだが、北谷町としては全員受診を目指す。

<対応策の案>

乳幼児健康診査は受診することが当たり前であり、仕事や家族行事より優先すべきものであるという世間の意識改革が必要(P60)。また、基地内居住者に多い「自分で管理できているから健診に行かない」という家庭については、「日本の法律に従えない親の行動に対する客観的な指摘」や「子どもの権利を親の独断で奪わないよう指摘」することで、自らの意思や行動に疑問を持つよう促している。

- b)健康診査の場に保健師、心理士、栄養士、助産師などを配置することで、相談支援体制の充実を図ります。また、適切に継続支援が必要な親子を把握し支援できるよう、問診内容やフォローの基準、支援の方法を検討します。

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

健康診査の場に保健師、心理士、栄養士、助産師、視能訓練士などを配置することで、相談支援体制の充実を図った。令和元年度からは心理士が不在となったため、保育士を配置し、育児に関する相談だけではなく、保育所入所についての相談も行える体制を確立した。問診内容やフォローの基準を設定しており、相談を受けた者で差が生じないよう事前カンファにより確認した。支援の方法については、事後カンファにおいて決定し、適切な支援を提供した。

<現状>

同上。

3歳児健診で視能訓練士を配置することで、斜視や乱視等の早期発見につながり、他市町村よりも充実した支援を提供できた。

受診率が少しずつ上昇した。

<課題>

健診時間の短縮が大きな課題。

<対応策の案>

健診の配置や動線、順番の工夫を常に等を行っている。

- c)未受診対策においては、対象家庭への訪問だけでなく、保育施設と連携し受診勧奨を強化し、児の状況把握ができるよう努めます。

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

療育グループの実施
親子交流会の実施
保護者向け講演会の実施
就園、就学説明会の実施
福祉サービスの情報提供の実施

<現状>

療育グループ（年少児週1回、年中・年長児週1回）
特別支援保育交流会（年2回）
育ちの支援センターいっぽ利用者交流会（年2回）
就園説明会（年1回）
就学説明会（年1回）
福祉サービスの情報提供（年2回）
保護者向け講演会（適宜開催）

子どもの発達や姿を保護者と共通理解し、子どもの健やかな成長発達の支援をすることができた。

親子交流会を実施することで、子育ての情報共有の場を提供することができた

就園、就学説明会を行うことにより、保護者に就園、就学における発達支援の具体的な情報を提供することができた。

<課題>

内容の充実

<対応策の案>

アンケートにより保護者の求める情報を収集し、就学、就園説明会や交流会の内容に反映させていく。

職員が研修を受け、知識・技術を高め、親子発達支援の内容を充実させていく。

②-3 乳幼児歯科相談の実施

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

乳児健診にて歯科衛生士による歯科相談を実施。乳児後期に限らず、乳児前期の保護者へも相談を促し、指導・助言を実施。

<現状>

年 12 回実施（乳児一般健康診査に併設）

知識の普及ができた。

<課題>

乳児健診時に時間がなくて相談できなかったが、歯が生える前の準備等についての情報が知りたかった。

<対応策の案>

ポスターを作成し、最低限の情報を確認できるようにしている。

②-4 2歳児歯科健診の実施

a) 未受診者に対し、再通知による受診勧奨を行うことで更なる受診率向上につなげます。

また、それまでの健診（乳児一般健診や1歳6か月児健診）の未受診者に対しては、訪問による受診勧奨を行い、受診率向上と状況把握に努めていきます。

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

- ・年 6 回（2 か月に 1 回）実施した。
- ・平成 30 年度から歯科医師の派遣を中部地区歯科医師会に依頼した。
- ・再通知による受診勧奨を行うことで更なる受診率向上につなげた。

<現状>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診率	65.9%	63.6%	71.5%	77.8%
3 歳児う蝕率		23.7% (県平均 28.5%)	17.7% (県平均 24.9%)	22.3% (県平均 22.3%)

3 歳児のう蝕率が県平均以下で推移している。

<課題>

他の乳幼児健診のような未受診対策を実施していないため受診率が低い。
また、2か月に1回であるため、健診によって受診者数のばらつきが大きい。

<対応策の案>

令和元年度からは、健診専用封筒を作成し受診勧奨に努めている。

- b) 2歳児は子育てに負担を感じやすい時期でもあるので、本事業時に育児に関する各種相談・指導を行うなど、事業の拡充を図ります。また、1歳6か月児健康診査の事後フォローもこの機会に対応できるような体制づくりに努めます。

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

2歳児歯科健診受診票に児の発達面や子育て、栄養、生活習慣に関する質問項目を設け、会場にて保健指導や栄養相談、平成30年度までは心理士相談を実施。必要な者は健診後も事後フォロー対象者として引き継ぐ。

また、健診前に専門職へ対象者についての情報提供を行い、1歳6か月児健康診査の事後フォローの確認を実施。

<現状>

年6回実施

<課題>

記入なし

<対応策の案>

記入なし

③食育の推進

③-1 栄養、食育に関する情報の提供充実

【担当課：保健衛生課】

<内容>

- ・離乳食実習は育児教室等での栄養相談・指導→該当なし（子ども家庭課が担当）
- ・その他
 - ・すこやか健康・栄養相談
 - ・食生活改善推進員活動等における栄養、食育に関する情報提供

<現状>

- ・すこやか栄養相談「毎週水曜日午前中の定例相談」における管理栄養士による相談指導の実績

	H26	H27	H28	H29	H30
妊婦	未把握 (保健師・栄養士別の集計をしていなかったため)		0件	1件	0件
産婦			0件	0件	0件
乳児			2件	3件	5件
幼児			2件	0件	4件

- ・食生活改善推進員活動
→別紙資料参照

- ・毎週水曜日定例の「すこやか健康・栄養相談」において、必要な対象者への相談助言ができています。
- ・食生活改善推進員の活動の一環として、子どもに対する食育として事業を実施できている。

<課題>

- ・「すこやか健康・栄養相談」における管理栄養士による栄養相談について、周知不足が考えられる（母子保健対象者の実績が少ない）。
- ・保健師が支援している妊産婦・乳幼児の中で栄養指導が必要な対象者に支援が行き届いていない。

<対応策の案>

記入なし

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

- 健診BOOKの活用
- 離乳食サンプルの活用
- 育児学級の案内チラシの活用
- クックパッドに離乳食や保育所献立のレシピ掲載

<現状>

- 健診BOOKの活用（平成31年度より）
- 離乳食サンプルの活用（平成31年度より）

- 育児学級の案内チラシの活用（平成 29 年度より乳児健診について案内配付）
※平成 31 年度より親子健康手帳アプリについての案内も同時に。
- クックパッドに離乳食や保育所献立のレシピ掲載（平成 29 年度より）

- 健診 BOOK については各健診において、わかりやすくまとめた資料を 1 冊で配ることができるようになり、何枚も資料を渡すより、良いと思う。また、健診の待ち時間や健診後にも手にとってみてもらえるのではないかと思う。
- 離乳食サンプルは目で見て量がわかるようになったので、栄養指導と併せて活用できている。また携帯で写真を撮って帰る保護者もあり、わかりやすい媒体ができてよかったと思う。
- 乳児健診時の栄養指導の際に育児学級の案内チラシを配ることにより、はがき通知だけでなく、実際に顔を合わせて案内することにより、印象に残るのではないかと思う。
- クックパッドに載せることにより、保護者が見やすい媒体で情報提供できていると思う。

<課題>

育児、離乳食等の不安がある方がその内容を解消できる「育児学級」や「すこやか栄養相談」、「健診」等の機会を利用してもらえるよう、相談窓口の情報提供方法について今後も検討していく必要がある。

<対応策の案>

- 子育てアプリ活用の広報
- 育児学級案内の方法
について、検討する機会を持つ。

③-2 保育所における食育の推進

a) 保育所では、園児による季節の野菜の栽培等を通し、成長の観察や収穫を行い、更に給食食材に加える等の取り組みを継続して行うとともに、食育に関する実施計画を策定し、食育の更なる推進を図ります。

【担当課：子ども家庭課】[謝苜保育所]

<内容>

対象年齢：3、4、5歳児クラス

実施回数：年10回程度

目標：

0歳児クラス

『離乳食を進め、様々な食材になじみ、楽しい雰囲気作りのもとで楽しく食べられるようにする。』

1 歳児クラス

『様々な食品や調理形態になじみ、手やスプーン等を使って、自分から進んで良く噛んで食べるようにする「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶の習慣を身につける』

2 歳児クラス

『簡単な配膳の手伝いをしながら、食事を楽しみマナーを身につける。身近な野菜の名前を知らせ、興味を持つ。お箸に親しむ。』

3 歳児クラス

『野菜栽培をする事で食べ物に興味や関心を持つ。自分で食べられる量を知り、配膳をし残さず何でも食べる。』

4、5 歳児クラス

『マナーを再確認し、感謝の気持ちを持って食べる。配膳、盛り付け、簡単な調理に関わり、楽しく食べる。健康な体を作る為の食べ物の働きを知る。』

<現状>

栽培した野菜：にら、ナス、ゴーヤー、バジル、ピーマン、ジャガイモ、ニンジン、トマト、うりずん豆、ほうれん草、らっきょう、へちま、玉ねぎ、大根、ミニトマト、枝豆、スイカ、きゅうり、ネギ、かぼちゃ、からし菜、インゲン豆、パイン

調理した内容：ヤマモモジャム、かちゅーゆ、ヒラヤーチー、ピザ(餃子の皮で)、お月見団子、バター作り、ムーチャー作り、沖縄そば、石焼き芋、カレー、どどめジャム、ゴーヤーチップ、ほうれん草のお浸し、枝豆

事業の効果：自分たちで育てた野菜を収穫、料理することによって、野菜が苦手な子ども頑張っって食べようとする姿が出てきた。季節や行事の食事に触れることで、年中行事を感じさせることができた。

<課題>

記入なし

<対応策の案>

記入なし

【担当課：子ども家庭課】[美浜保育所]

<内容>

園児による季節の野菜の栽培・収穫の実施

収穫した野菜を給食食材に加える等の取り組み

<現状>

毎年実施している

4、5歳児 季節の野菜の栽培・収穫の実施

(野菜の栽培や収穫を通して食材に関心を持つ)

収穫した野菜を給食食材に加える等の取り組み

(園児が栽培・収穫した野菜等が給食食材に加えられていることで食材に関心を持つ)

- ・栽培した野菜 ピーマン、ゴーヤー、ニラ、ネギ、オクラ、茄子、トマト、人参、じゃが芋、シソ、枝豆、サラダ菜、
- ・調理した内容 ヒラヤーチー、ピザ、カレーライス

園児による季節の野菜の栽培等を通し、成長の観察や収穫を経験した事で食材に関心を持ち食べる意欲につながった。また苦手な野菜等がある子でも栽培・収穫したことにより自ら食べて見ようという意欲に繋がった。

園児が栽培・収穫した野菜を給食食材に加えることにより、食べる意欲に繋がった。また他のクラスの保育士や園児から「おいしかった」等と声を掛けられることで充実感や自己肯定感を育むことができた。

<課題>

野菜の栽培・収穫などを通して食材に関心を持ち、更に食べる意欲、充実感、自己肯定感にも繋がっていくので、これからも継続して取り組んでいく。

<対応策の案>

記入なし

【担当課：子ども家庭課】[上勢保育所]

<内容>

- ・野菜の栽培・収穫（各年齢ごと）
- ・収穫した野菜を用いてクッキングを行う（4、5歳児）

<現状>

- ・枝豆の栽培・収穫…2歳児
- ・ミニトマトの栽培・収穫…3歳児
- ・シイタケの栽培・収穫…3歳児
- ・夏野菜(ゴーヤー、キュウリ、オクラ、ナス、ピーマン)の栽培・収穫…4、5歳児
- ・ジャガイモの栽培・収穫…4、5歳児

- ・ 苦手な野菜も栽培・収穫・調理を通して、食への関心が広がり、食べる意欲にもつながっている。
- ・ 調理体験をし、子どもの食事に対する意識が変わり、残食が減ってきた。

<課題>

- ・ 天候や環境作り(土づくり)の影響で不作の年があり、食育計画通りに行うことができなかった。
- ・ 栽培を通して、食への関心を子どもたちに持たせるのがねらいだが、関心が薄い子への対応が難しい。
- ・ 4、5歳児が中心となってクッキングを行っているが、低年齢の子がクッキングに参加できるような工夫も必要でないか。

<対応策の案>

- ・ 今ある環境でできることを保育所全体で考え、年間の食育計画を立てる。

b) 保護者に対する食育指導の機会を増やし、取り組みを強化するように努めます。

【担当課：子ども家庭課】[謝苜保育所]

<内容>

実施回数 : 年1回程度

行った内容: 保護者懇談会にて、栄養や食事の大切さ、親子で食べることの大切さを話す。
おやつメニューや給食の和え物、かちゅーゆの試食。
※毎日の食事を保護者の目に届く、入口に飾っている。

<現状>

事業の効果: 子ども達が保育所で食べている食事やおやつを試食することで、給食の内容に興味を待ってもらえたとともに、子どもの体づくりには食事が大切だということを伝えることができた。

<課題>

記入なし

<対応策の案>

記入なし

【担当課：子ども家庭課】[美浜保育所]

<内容>

0歳児クラス懇談会で栄養士による離乳食についての講話の実施
保護者懇談会において子ども家庭課栄養士による食育講話と調理・試食の実施
幼児食・離乳食給食を展示

<現状>

0歳児クラス懇談会で栄養士による離乳食についての講話の実施（毎年6月に実施）
保護者懇談会において子ども家庭課栄養士による食育講話と調理・試食の実施（平成27年度）
幼児食・離乳食給食を展示（通年）

- ・0歳児クラス懇談会で栄養士による離乳食についての講話の実施をすることにより保護者が離乳食に対する理解が深まった。
- ・保護者懇談会において栄養士による食育講話と調理・試食の実施することにより給食に対する理解が深まった。
- ・毎日の幼児食・離乳食を展示することにより、送迎の際に保護者が関心を示し保育士や栄養士に質問し家庭での食事に取り入れる等、食事に対する意識の向上がみられる。特に離乳食に関しては、保護者が作り方がわからない等困り感があるため関心が高く、担任保育士や栄養士に質問する事が日常的に有り、それに対して丁寧に対応することで離乳食作りに対する不安感が減り安心につながり理解が深まった。

<課題>

保護者が実際に保育所の給食を食べる機会がほとんどない現状である。
給食を食べることにより、食材の大きさ、量、かたさ、味付けの仕方を知り、幼児食の重要性を理解し、家庭での食事作りの参考になると考える。

<対応策の案>

保育参加などを実施し保護者が子どもと一緒に食事をする機会を設けるなどの取り組みも必要と考える。

【担当課：子ども家庭課】[上勢保育所]

<内容>

- ・保護者懇談会でおやつや離乳食の試食会
- ・管理栄養士が給食だよりで食育に必要な正しい知識を記載し、発信している。

<現状>

- ・0歳児の保護者懇談会で離乳食を提供し、栄養士による発達段階に応じた離乳食の進め方
- ・手作りおやつを保護者懇談会時に提供し、試食した保護者の感想を聞く。
- ・給食日より…毎月 食に関する記事を記載する。

- ・0歳児は、初めて子育てをする保護者も多く、栄養士からのアドバイスを聞いたので、家庭での離乳食作りに役立った。
- ・おやつを試食は、実際に食べてみることで、手作りの良さ、薄味(甘味、塩分)の大切さを伝えることができた。

<課題>

- ・保護者へ家庭でできる食育を伝える機会が少ない。

<対応策の案>

- ・食育は、保育所だけで行うのではなく、各家庭での生活習慣にもかかわってくるので、連携を取りながら相乗効果を図る。
- ・保護者が参加して楽しく学び体験できる食育の講座を企画する。

③-3 学校における食育の推進

【担当課：学校教育課】

<内容>

健康な心と体を育てるために、食育を通じた望ましい食生活の形成を図る。

<現状>

食育年間指導計画に基づいた実践
毎月19日「食育の日」の実施
栄養職員、栄養教諭との連携
食育授業の実施
体験給食会の実施（幼稚園等）

食(食べ物、食材等)への関心が高まった。

食べ物やつくる人への感謝の気持ちが育った。

自分の体をつくる食べ物について知ることによって、苦手な食材も食べようとする姿がみられた。

<課題>

栄養職員、栄養教諭との日程調整
朝食欠食児童への対応

<対応策の案>

栄養職員、栄養教諭による授業の年間計画への位置づけ
「早寝、早起き、朝ご飯」の大切さを伝える取組

③-4 食育についての連携の強化

【担当課：保健衛生課】

<内容>

・実施なし（関係課で未調整）

<現状>

記入なし

<課題>

記入なし

<対応策の案>

記入なし

④望ましい生活習慣の確立

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

乳幼児健診時の保健指導にて、全員へ子どもの望ましい生活習慣についての資料を配付。
必要な者には保健指導を実施。

<現状>

記入なし

<課題>

記入なし

<対応策の案>

記入なし

⑤子どもの事故防止対策

- a) 「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」による各家庭訪問や育児学級等における子どもの事故予防の普及啓発を継続して行います。

【担当課：子ども家庭課】

<内容>

すくすくスクール2では、救急救命士による事故予防と応急手当の実践を行い、予防方法と事故等が起こった際の適切な対処・対応について学ぶ。

「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」による家庭訪問の際に乳幼児揺さぶられ症候群についてのリーフレットを配布しSBS予防を啓発

<現状>

すくすくスクール2

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加人数(延べ)	78名	58名	60名
対象者	343名	336名	355名
割合	23%	17%	17%

H30年度 305世帯に「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」として資料を配布。

また(虐待通告のあった世帯のうち)事故予防の注意喚起が必要な世帯については、家庭訪問や面談など個別による対応を図った。

泣き止まない赤ちゃんへの適切な対応方法とSBSによる深刻な影響と予防策を周知できた。

<課題>

すくすくスクール2に参加できない保護者への対応

SBS以外にも家庭内事故についての注意喚起や予防策の周知が必要。

<対応策の案>

動画配信の検討。

国民生活センターが発行する「子どもサポート情報メールマガジン」の登録促進、子育てアプリや乳幼児健診時にリーフレット活用等